第七十七条の五第一項各号列記以外の部分中「申請は」の下に「、保険料の免除の特例（同条第一項又は第二項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度ごとに」を加え、同項第三号中「配偶者（」の下に「第二号に規定する期間における申請者の配偶者を含む。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「申請者」を「前号に規定する期間における申請者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　保険料の免除の特例を受けようとする期間

第七十七条の五第二項第三号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年」に改め、同号イ中「扶養親族等」の下に「（当該期間に申請日が含まれない場合にあつては、当該期間の末日における扶養親族等）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第二号に規定する期間における申請者の配偶者の有無を明らかにする書類又は当該有無に関する申立書

第七十七条の五第三項中「、第一項に規定する申請書」の下に「（第一項第二号に規定する期間に申請日が含まれる場合に限る。）」を加える。

第七十七条の七第一号及び同条第二号中「第九十条の二第一項、第二項及び第三項」を「第九十条の二第一項から第三項まで」に、「に規定する申請のあつた日の属する年度又はその前年度」を「の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年（当該期間に一月から六月まで（法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで）のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）」に改める。

第七十七条の八第三項中「届出若しくは」を「届出、第七十五条の二第一項の申出若しくは」に改める。

第八十一条中「又は第九号」を「、第九号又は第十号」に改める。

第八十二条の九第一項第十号、第十二号及び第十三号中「妻」を「配偶者」に改める。

第八十五条の二中「規定により申請」の下に「又は届出」を加え、「当該届書」を「当該申請書又は届書」に改め、同条に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する者であつて、第七十七条第一項（第一号に該当する場合に限る。）、第七十七条の三第一項（第二号に該当する場合に限る。）、第七十七条の四第一項（第三号に該当する場合に限る。）又は第七十七条の五第一項（第四号に該当する場合に限る。）の規定により申請を行う者は、申請書に申請者等の所得を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、これらの書類を当該市町村長から受けることができないときは、これを添えることを要しないものとする。

一　法第九十条第一項第二号又は第五号

二　法第九十条の二第一項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号、第二項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号又は第三項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号

三　法第九十条の三第一項第二号（法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）又は第三号

四　平成十六年改正法附則第十九条第一項第二号（平成十六年改正法附則第二条の規定による改正後の法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号又は平成十六年改正法附則第十九条第二項第二号（平成十六年改正法附則第四条の規定による改正後の法第九十条第一項第二号に該当するときに限る。）若しくは第三号

第百十六条第一号中「事務並びに」を「事務、」に、「求めに係る事務」を「求めに係る事務並びに第十八条の二第三項、第二十三条第三項、第五十一条の二第三項及び第六十条の六の二第三項の規定による書類の提出の求めに係る事務」に改め、同条第三号中「第三十三条第二項第六号」を「第三十三条の四」に改める。

別表中「第三十三条の四」を「第三十三条の三―」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「第十八条の二第一項に規定する届書」を「第十八条の二の書類等」に、「第三十六条の二第一項に規定する届書」を「第三十六条の二の書類等」に、「第六十条の六の二第一項に規定する届書」を「第六十条の六の二の書類等」に改める。

附則第四条第六項中「第三十五条の二第一項に規定する届書」を「第三十五条の二の書類等」に、「第五十一条の二第一項若しくは」を「第五十一条の二の書類等、」に、「第六十八条の二第一項に規定する届書」を「第六十八条の二の書類等」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「法第二十三条の二第一項」を「育児休業等を終了した際の改定」に、同条第一項第三号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業」を「法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等」に改める。

第十条の二の見出し中「法第二十六条第一項」を「三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例」に改め、同条を第十条の二とし、第十条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の改定の申出等）

第十条の二　法第二十三条の三第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第三十八条の三の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した日

四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

2　法第二十四条の二（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によることとされる船員保険法第十九条の二第一項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して、機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第二十七条の二第一項の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　産前産後休業を終了した日

四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

第十条の三第二号中「到来したこと」の下に「（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第八十一条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。